

①施策の目的等

施策の名称	施策Ⅲ-1-3 青少年の健全な育成
目的	○学校・家庭・地域・関係団体と連携し、青少年が、社会の一員として必要な社会規範や自立性、豊かな人間性・社会性を身に付け、心身ともに健やかに成長するような環境整備を進めます。

②成果参考指標の目標（実績）と施策の現状、及びその評価

数値目標	年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	単位	数値目標	年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	単位
しまニッコ！（スマイル声かけ）県民運動推進者登録数（累計）	目標値		400.0	600.0	800.0	1,000.0	人	刑法犯少年の再非行率（暦年）	目標値		31.5	29.1	27.7	26.5	%以下
	取組目標値								実績値	32.9					
	実績値	104.0							達成率	-	-	-	-		
	達成率	-	-	-	-	-									
	目標値								目標値						
	取組目標値								実績値						
	実績値								達成率	-	-	-	-		
	達成率	-	-	-	-	-									
定性目標	平成28年度～平成31年度														
成果参考指標の実績等の補足説明（任意記載）	○平成27年度より青少年育成島根県民会議において「しまニッコ！（スマイル声かけ）県民運動」を始めた。その運動が広がっていくよう、年度後半より推進者の登録を開始し、平成27年度末の登録者は104人であった。毎年度200人程度の増加、平成31年度に1,000人の登録を目指す。 ○刑法犯少年の再非行率は32.9%（前年比0.6ポイント増）となった。過去10年間の実績を踏まえ、平成31年に過去10年の最小値である26.5%を目指す。														

③評価時点での施策目的に対する現状

評価時点で施策目的に対する現状 (客観的事実・データなどに基づいた施策の現状や取組状況)	○青少年育成島根県民会議の事業を通し、社会全体で青少年育成に取り組む意識を高める体制づくりを進めており、平成28年3月末現在の会員数は172人（前年と同数）、賛助会員は853人（前年比99人増）となった。 ○困難を有する子ども・若者支援については、総合相談窓口が8市町村に設置されている。どの市町村でも支援を受けることができるよう、既存の子ども・若者支援センターを中心とした圏域のネットワーク整備を行った。 ○平成27年の非行少年は239人（前年比85人減）で、統計を取り始めた昭和24年以降最少となった。少年人口1,000人当たりにおける非行少年は2.8人（前年比0.9ポイント減）だった。刑法犯少年140人（前年比74人減）のうち再犯少年は46人（前年比25人減）だった。再非行率は32.9%となり、依然として30%前後で推移しているが、全国平均の36.4%より下回った。
---	--

④今年度末の施策目的の達成度予測

28年度の施策目的の達成度予測	判断	その理由
A:達成できる B:概ね達成できる（見直す点がある） C:達成は困難	B	<ul style="list-style-type: none"> <li>「しまニッコ！（スマイル声かけ）県民運動」は、平成27年度後半から推進者の登録を始め100名以上が登録された。今後は、市町村民会議や青少年育成関係機関・団体へ重点的に広報周知することで、さらなる広がりが見込まれる。</li> <li>刑法犯少年は平成27年度は前年度比で3割程度減少した。問題を抱える少年の社会参加活動、子ども支援センターによる立ち直り支援、非行防止教室の開催、関係機関・団体との協働活動を更に強化していくことで改善が見込まれる。</li> <li>刑法犯少年の再非行率の改善が課題であり、再非行に繋がらないためのより質の高い支援が必要である。</li> </ul>

⑤課題の認識

(1)平成31年度末の施策目的の達成状況（予測） A:達成できる B:概ね達成できる C:達成は困難	判断	その理由（④の「判断」と異なる「判断」の場合のみ記載）
(2)施策の目的達成に向けての課題	B	<p>○県民総ぐるみで青少年育成に取り組んでいく気運をさらに醸成していくために、青少年育成に係る啓発活動の充実と活動の推進母体である青少年育成島根県民会議の運営強化を図っていく必要がある。</p> <p>○各市町村とも厳しい財政状況の中、困難を抱える若者の支援に関する取組については、優先度が低くなる傾向にあるため、どの市町村でも相談や自立支援が受けられるよう、圏域のネットワーク整備、居場所や就労体験の場等の充実を支援していく必要がある。</p> <p>○県内の非行少年は、平成16年以降は減少傾向にあるが、刑法犯少年の再非行率は依然として30%前後で推移している。非行少年に対しては、面接の機会を設けるなどして反省を促すとともに、行政・地域を巻き込んだ地域社会の協力も得て立ち直り支援を行う必要がある。</p>

⑥今後の取組の方向性

課題解決に向けての今後の取組の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>県民総ぐるみで青少年育成に取り組んでいく気運を醸成するため、広報啓発を進めるとともに、青少年育成島根県民会議の運営強化（県民運動の推進、市町村民会議との連携強化、会員の拡充等）に努める。</li> <li>困難を抱える子ども・若者に対する総合相談窓口が設置されていない市町村においても相談支援や自立支援を受けることができるよう、既存の子ども・若者支援センターを中核とした圏域ネットワークを整備するとともに、就労体験の受入先の開拓や若者とのマッチングを行うモデルの構築、市町村が行う居場所事業や就労体験事業への支援を行う。</li> <li>青少年の規範意識や社会性を育成するため、学校での非行防止教室を開催するとともに、社会参画活動への参加を促したり、就学・就労等の立ち直り支援や子ども支援センター等の関係機関・団体と連携した自立支援を更に推進する。</li> <li>非行を繰り返す少年に対しては、心理の専門家からのアドバイスを受けるなど、個別の心理状態や環境に一層配慮した補導を行うよう質の高い対応を図る。</li> </ul>
--------------------	---

施策評価シート別紙2(事務事業一覧)

施策の名称	施策Ⅲ-1-3 青少年の健全な育成			
-------	-------------------	--	--	--

(単位:千円)

	事務事業名	目的(意図)	前年度 事業費	今年度 事業費	所管課名
1	困難を有する子ども・若者支援事業	社会生活を営む上で困難を有する子ども・若者やその家族が相談や自立に向けた必要な支援を受けることができる。	1,515	25,127	青少年家庭課
2	青少年を健やかに育む意識向上事業	青少年の健全育成に対する県民の意識が向上する。	2,568	2,360	青少年家庭課
3	(青少年を取り巻く地域環境浄化事業)	青少年にとって有益な地域環境づくりを進める。	—	—	青少年家庭課
4	青少年の健全育成及び非行防止対策事業	青少年が、社会の一員として必要な社会規範や自立性、豊かな人間性・社会性を身に付け、心身ともに健やかに成長するような環境整備を進める。	16,445	17,262	警察本部
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					
32					
33					
34					
35					
36					
37					
38					
39					
40					